

「海フェスタにいがた」開催準備業務委託
プロポーザル実施要領

平成29年12月

海フェスタにいがた実行委員会事務局

「海フェスタにいがた」開催準備業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「海フェスタにいがた」開催準備業務委託におけるプロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 概要

- (1) 業務名 「海フェスタにいがた」開催準備業務委託
- (2) 業務内容 海フェスタにいがたの開催に向けた準備を行うため、海フェスタにいがたに係る各式典・海の総合展・関連イベント・3市町連携事業・事業者提案によるその他イベント・広報宣伝及び皇室対応資料等の作成に関する各種計画等の作成を行うもの。また、WEBサイトの作成及び広報物（ポスター）の制作を行うもの。具体的な業務内容は別添の「「海フェスタにいがた」開催準備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- (3) 契約期間 契約日から平成30年3月23日まで
「仕様書3委託業務の内容（3）①～⑦」の実施にあたっては、本業務の評価をしながら、業務の継続性や連続性を考慮し、業者選定を行う予定
- (4) 委託予算 4,000千円（税込み）を上限とする。
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル

3 スケジュール

公募開始	: 平成29年12月22日（金）
質問提出期限	: 平成29年12月27日（水）
質問回答	: 平成30年 1月 9日（火）
参加表明書提出期限	: 平成30年 1月10日（水）
参加資格確認通知	: 平成30年 1月12日（金）
提案書提出期限	: 平成30年 1月16日（火）
選定委員会による審査	: 平成30年 1月19日（金）～23日（火）のうち1日を予定
結果通知・契約交渉	: 選定委員会による審査後速やかに

4 企画提案方式参加資格

- (1) 資格要件
提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ② 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。もしくは以下の要件を満たし、下記の書類を提出できる者

ア 市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者

イ 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

④ 本公募による手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

⑤ 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、本市の入札参加資格者名簿に登載されている者を除く）でないこと。

⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されている者を除く）でないこと。

⑧ 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア 構成企業は上記のすべての要件を満たしていること。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

(2) 提出書類

上記4(1)③により、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、参加表明時に下記の書類を提出すること。共同企業体の場合は構成企業すべてが提出すること。オ以外は写しの提出を可とする。

ア 登記事項証明書

イ 直近の決算報告書

ウ 新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）

※ 市内に本社又は支店、営業所等がある場合

エ 国税の納税証明書（その3の3）

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（物品・委託用）

※ 様式のダウンロード（新潟市ホームページ）

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/proclnfo.do?procCode=12140&keyWord=O&fromAction=7>

5 プロポーザルに係る質問・回答について

本プロポーザルに係る質問をする場合には、質問書【様式1】を提出すること。

提出期限：平成29年12月27日（水）午後5時必着

提出方法：E-mail

回答方法：平成30年1月9日（火）までに、新潟市ホームページで掲載します。

※電話・FAXによる対応は致しません。

6 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加される場合は、事前に参加表明書【様式2-1】を提出すること。

共同企業体の場合は、【様式2-2】を提出すること。
提出期限：平成30年1月10日（水）午後5時必着
提出部数：1部
提出方法：持参または郵送
結果通知：平成30年1月12日（金）
「参加資格確認結果通知書」を通知

7 提案書の提出について

別紙「提案書提出書類 一式」を提出すること
提出期限：平成30年1月16日（火）午後5時必着
提出部数：正本1部、副本15部
※企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。
提出方法：持参または郵送
留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、「海フェスタにいがた」開催準備業務委託に関する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行い、その評価点を参考に総合的に審査して1社を特定する。

選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟県職員、新潟市職員等で構成する。

(2) 選定方法

- ① 受託者の選定は、各提案者提出の提案書を使用し、選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、提案書以外の資料の使用は認めない。
- ② 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。
- ③ 書類審査及び提案書プレゼンテーションの点数による評価により契約交渉を行う業者を特定する。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。
- ④ 提案者が1社であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ⑤ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。
- ⑥ 1位のものが辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点のものと契約交渉を行う。
- ⑦ 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、当該者のみを対象に、選定委員会の採決で契約候補者として特定する。
- ⑧ 契約金額は、予算内で定めた予定価格以内の額とする。

(3) 評価基準

① 審査方法

選定委員会で、提案者に対するヒアリングを実施したうえで審査を行う。

② 企画提案書の評価項目と配点

評価項目	配点
企画力	
・事業目的、趣旨の理解度、実施内容的確性・実現性・独創性	10点
特定事業に係る企画実施	
・開会式、記念式典、記念祝賀会、閉会式	5点
・海の総合展	5点
・関連イベント	10点
・3市町連携事業	15点
・事業者提案によるその他イベント	15点
広報業務	
・企画、宣伝、広告の的確性・実現性	20点
業務実施・サポート体制	
・皇室対応の経験や業務実施体制の的確性・サポート体制の充実性	20点
合計	100点

③ 得点化方法

各項目の評価は、前項に示す配点が付された評価項目ごとに、次のとおり5段階で評価し配点をかけて得点化する。

	評価内容	得点率
5	当該項目に関して特に優れている	1.0
4	当該項目に関してやや優れている	0.7
3	当該項目に関して妥当	0.5
2	当該項目に関してやや劣る	0.3
1	当該項目に関して劣る	0.1

(4) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し選定、非の旨を郵送により通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ① 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- ② 最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ③ 契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再

度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

委託契約書（案）を基本とする。

(4) 再委託

本要項に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により当実行委員会の承諾を得た場合にはこの限りでない。

10 業務の着手

- (1) 受託者は、本業務における管理責任者を定め、担当チームの中に主任担当者、副担当者を置くものとする。
- (2) 受託者は、契約提出後速やかに本業務に着手すること。この場合において、着手とは本業務の実施のために当実行委員会との打合せを開始することをいう。
- (3) 契約後の打合せ等は、最低週一回以上の打合せが対応できるように人員を配置すること。

11 提案者の失格

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要項に違反する表現をした者
- (3) 選定委員会による選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者

12 著作権等

- (1) 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
- (2) 本業務に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその他の権利は、すべて当実行委員会に帰属するものとし、今後作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが生じないようにすること。
- (3) 当実行委員会と受託者が協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を当実行委員会に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

13 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 選定結果について異議申立ては認めない。
- (4) 受託者の名称は公表出来るものとする。
- (5) 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。
- (6) 提出された提案書等は選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

14 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所分館4階

海フェスタにいがた実行委員会 事務局（都市政策部港湾空港課内）

TEL：025-226-2741

FAX：025-229-5150

E-mail：kowankuko@city.niigata.lg.jp